

# 第1章

# 計画の目的と背景

1	目的と背景	2
2	将来都市像	4
3	計画の位置付け	5
4	目標年次と見直しの考え方	6
5	計画の区域	6
6	計画の構成	7

## 1 目的と背景

三鷹市では、「人間のあすへのまち」を目標とし、“高環境のまち”として将来都市像である「緑と水の公園都市」の実現に向け、都市計画制度をはじめ、「緑と水」をテーマに様々な制度を活用し、快適な都市空間の形成や良好な景観づくりに努めてきました。

また、まちづくりにおける市民参加にも早くから取り組み、昭和50年代の「コミュニティ・カルテ」、60年代の「まちづくりプラン」をはじめ、様々な機会において、三鷹市独自の工夫を加えた参加手法により、成果を上げてきました。平成11年度から始まった「三鷹市基本構想・第3次三鷹市基本計画」の策定においては、「参加」から「協働」のまちづくりへ大きな一歩を踏み出しました。同時に、市を7つのコミュニティ住区に分け、地域で選出された委員によって構成される住民協議会を中心に、市民自治の地域づくりを目指してきました。

これらの参加・協働のまちづくりや市民自治の地域づくりを進めるにあたって、地域特性をふまえたまちづくりの推進に努めてきました。平成8年度には、「三鷹市まちづくり条例（平成8年3月29日条例第5号）（以下「まちづくり条例」という。）」を施行、平成14年度には「まちづくり条例」の改正に合わせ、環境配慮制度を導入するとともに、平成16年度以降、地区計画や特別用途地区制度などを積極的に活用するなどして、地域特性をふまえたまちづくりに様々な成果をあげてきました。

現在、市は、成長から成熟の期へと移行してきていますが、一方で都市基盤を含む都市の更新・再生の時期を迎えたことや生産緑地を含む緑の減少及び公共事業による土地利用転換など、まちに変化が生じる状況にあります。三鷹らしさを未来に伝えるためには、現時点において、三鷹らしいまちづくりの方向をしっかりと示すことが、求められています。

「景観法（平成16年6月18日法律第110号）」は、地域特性を生かしたまちづくりにあたって、法的根拠を与え、活用を図ることにより実効性のある景観づくりを可能とする法律です。

こうしたことから、本市においては、基本的な土地利用のあり方を示す「都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）」や緑に関する諸制度を規定した「都市緑地法（昭和48年9月1日法律第72号）」などに加え、「景観法」

を活用することで、これまで以上に質の高い、総合的なまちづくりの推進を図ることとし、「景観法」に基づく、「三鷹市景観づくり計画 2022（以下「本計画」という。）」を策定します。

本計画により、調和のとれたまち並みの実現、住環境や地域力の向上を図り、成熟都市としての質を高め、市民のみなさんが住み続けたい、住んでみたいと思う、まちづくりを目指します。

## ◇風景と景観

### 様々な表現

人を取り巻く環境像を表す言葉として、「風景」、「景観」や「景色」などの言葉があります。いずれも、日常においては、ほぼ同じように使われているものですが、それぞれに伝わるイメージは異なるものがあります。

共通している「景」は、「日」と「京」の合わせ字です。「日」はお日さまの形、「京」は高台の上の建物の形を表しています。高台の建物から辺りを眺めると、日の光が当たり、明暗のついたおもむきのある様子がよく見えることから、「日」と「京」を合わせて、「眺め」の意味を表したものとされています。その他の漢字は、それぞれ、「風」は風習、風土のように特定の地域の特徴を表す表現、「観」は様子を眺めることを意味し、「色」は彩りのある様子を意味しています。

こうして見ると、「風景」は地域の特性をふまえた様子や眺めを表し、「景観」は視覚でとらえる様子や眺めを表し、「景色」は自然の眺めを表す表現として用いられることが多いと言えます。

### 「風景」と「景観」

三鷹市では、これまで、三鷹の歴史や文化をふまえ、三鷹に暮らす市民のみなさんが、いきいきと暮らせる環境づくりを市民のみなさんと一緒に考え、実践してきました。

市が、景観法を活用し本計画を策定・運用する目的は、建築物や工作物などのモノの規制・誘導に留まらず、その結果として創出される市民の生活環境の向上に他なりません。市は、本計画により、これまで築き上げた市民との協働のまちづくりを基本に、これまで以上に三鷹市固有の特性を生かし、市民のみなさんが、心地よく、いきいきと暮らせるまち三鷹の実現を目指します。

そうしたことから、本計画では、「景観」として視覚でとらえる対象のモノの質を高める誘導等を基本としつつも、「景観」と市民生活が混然一体となった地域固有の「風景」を目指し、いきいきとした市民生活を実現することが最終目標であると考え、三鷹市の地域特性を生かしたまちづくりを推進することとします。

## 2 将来都市像

三鷹市の目標とする将来都市像は、「緑と水の公園都市」です。

「緑と水の公園都市」とは、「公園的な空間として都市が存在するような、人にも環境にも優しい、快適環境の都市」です。

今後の都市空間整備にあたっては、「高環境・高福祉」、「豊かで高品質なまちづくり」に取り組み、三鷹の都市としてのブランドイメージを高めるとともに、都市の活力の維持向上を図ります。

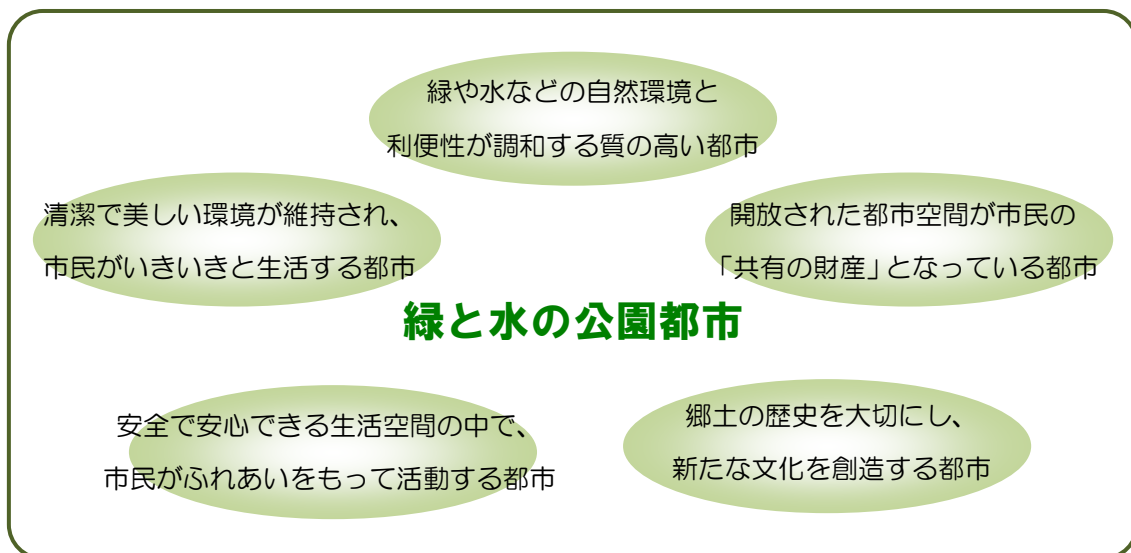


図. 緑と水の公園都市のイメージ

### 3 計画の位置付け

本計画は、三鷹らしい景観づくりの方針や取り組みを示す総合的な計画であるとともに、景観法第8条に基づく「景観計画」の位置付けのある計画であり、「三鷹市基本構想」による高環境のまちを目指し、「緑と水の公園都市」の実現を担う計画です。

また、本計画は、三鷹市におけるまちづくりに関する個別計画と整合を図るとともに、互いに連携・補完しつつ実効性のある計画となるようにします。

さらに、広域行政を担う東京都の関連計画のもとに、周辺自治体の景観計画との整合を図ります。

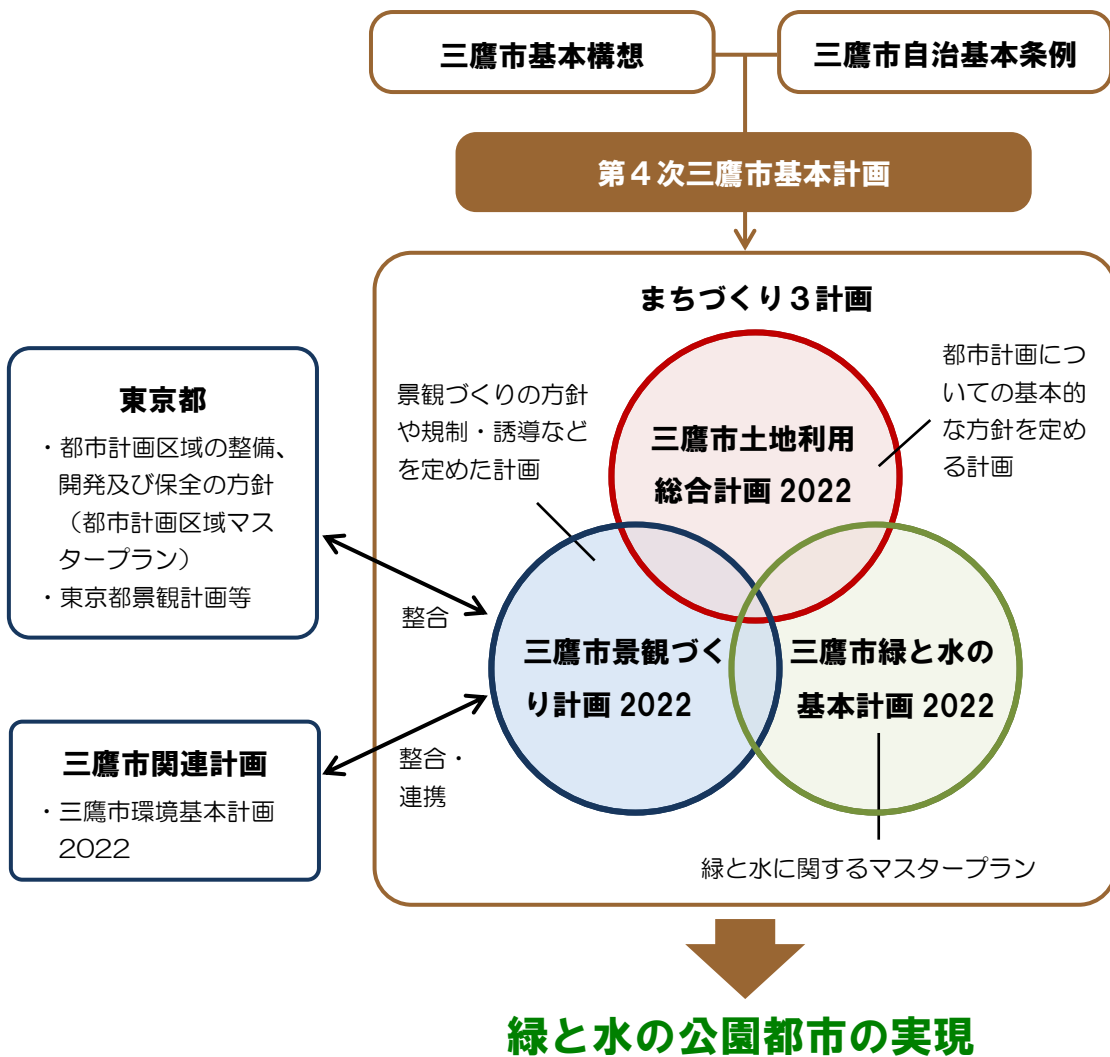


図. まちづくり3計画の位置付けの概念図

## 4 目標年次と見直しの考え方

本計画の目標年次は、「第4次三鷹市基本計画」との整合を図り、2022年（平成34年）とします。

なお、本計画は、三鷹市の将来都市像の実現に向けて、景観づくりの方針や具体的な取り組みを示すとともに、様々な取り組みを積み重ねていくものであることから、目標年次とする2022年をもって完結する性格のものではありません。

本計画は、市民との協働により、地域特性や地域固有の資源を生かした景観づくりを進めることとしており、地域での取り組みの熟度等に応じ、適宜見直しを行うことが必要であると考えています。

また、「第4次三鷹市基本計画」をはじめとし、関連する行政計画の見直しの状況もふまえた対応を行います。

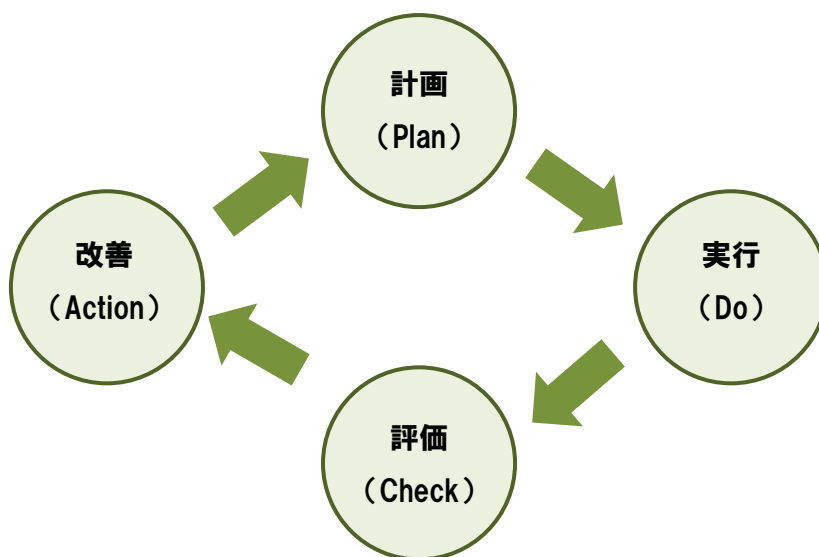


図. PDCA サイクル

## 5 計画の区域（景観法第8条第2項第1号）

景観法第8条第2項第1号に基づく「景観計画の区域」は、三鷹市全域とします。

## 6 計画の構成

本計画は、三鷹市の特性をふまえ、緑と水の公園都市の実現を目指し、良好な景観をみんなで守り、育て、創出していくために以下に示す構成とします。

